

地本業務ニュース

JR 東海労・静岡地方本部

NO.3 2011年9月27日発行者：JR 東海労静岡地方本部 山本繁明

安否確認・自動参集ルールについて幹事間折衝を開催！

9月26日、地本は申2号『安否確認・自動参集ルールについて』の幹事間折衝を開催し、労働組合として当然の疑問と要求を申し入れました。会社からの回答は、以下のとおりです。

1. 何故、事前に組合に説明しなかったのか、明らかにすること。

『回答』安否確認については、6月30日に本部・本社間で説明をしている。自動参集は、従来から静岡支社防災業務実施計画に基づいて定めているが、平成21年に分かりやすく整理した。その時点で、組合にお知らせしてある。

2. 自動参集ルールは何を根拠に定めているのか明らかにすること。

『回答』1の回答と同じである。平成21年にお知らせしている。

3. 自動参集ルールは、JR 東海会社全体で実施しているのか？静岡支社だけで実施しているとするならば、その理由を明らかにすること。

『回答』本社の防災業務計画が上にあり、旅客誘導と復旧作業に必要な人員を確保するための参集ルールを、予め定めておくことと決めている。支社管内は、全域が東海地震対策の強化地域に定められているので、より具体的に定めている。又、このルールについては各事業本部単位に任せられている。他の事業本部のルールについては、この場で回答しない。

4. 安否確認システムに登録する「メールアドレス等」の、個人情報の第三者提供において「法令に定める場合」とあるが、どのような場合を指すのか明らかにすること。

『回答』個人情報保護法に定めてあるとおりに扱う。

5. 安否確認・自動参集ルールは、業務指示あるいはどのような強制力をもって行うのか明らかにすること。

『回答』安否確認は本部・本社間での説明のとおりで、社員が会社事業の社会的意義を自覚するならば、異常時において自らの安否を自発的に報告するのは当然の責務と考えるので、協力されたい。
自動参集は、会社からの指示がなくても「予め定められた震度に応じて参集せよ」という業務指示である。そのために、系統ごとに参集の基準を明らかにしている。

6. 安否確認の訓練を適宜行うとしているが、勤務として行うのか明らかにすること。

『回答』本部・本社間で説明済みだが、緊急時の安否確認を円滑に進めるための訓練として、安否確認システムを利用して実施する。
それに伴う時間は、勤務として考えていない。

7. 自動参集した場合の労働時間は、どのように整理するのか明らかにすること。

『回答』自動参集ルールに基づいて出社し、管理者の業務指示により勤務した時間については全て労働時間とする。

8. 浜松運輸区の資料で、「自動参集に応じて出社したことだけをもって、非常呼出手当が支給されるものではないので、誤解のないように」とあるが、「自動参集」といえども呼び出しを受けている事と何ら変わりはなく、それ自体が手当の対象であると考え。非常呼出手当が支給される・されない条件を明らかにすること。

『回答』非常呼び出し手当の支給要件に該当すれば、支給する。
自動参集ルールに基づいて出勤した場合の取扱いは、非常緊急に呼び出した場合となんら変わりはない。但し、自動参集ルールの参集範囲に該当していないが自主的に出勤した場合、非常呼び出し手当は支給されない。

9. 自動参集をしなかった者、あるいは出来なかった者の処遇はどうなるのか明らかにすること。

『回答』本人はもとより、家族の負傷や周辺家屋の甚大な損壊、通勤手段の途絶など明らかに参集不可能な場合は、支障条件が改善されるまでの参集は出来ないと考える。但し、これらの支障がないにも関わらず参集しない場合は、状況を確認のうえ個別に判断することになる。

10・安否確認において、メールアドレスを登録していない者は電話にて連絡することになっているが、電話連絡について本部・本社間の確認では、業務命令および強制ではなく協力の範疇とされている。社員から連絡がない場合、会社はどのような対応とするのか明らかにすること。

『回答』安否確認に登録していない社員が、安否確認実施に気づくことが出来ない場合、管理者から電話「固定」などの手段により確認することになる。

11・安否確認において、震度の適用地域が全社管内に変更となったが、全く影響のない地域でも安否の確認をすることは通信回線の妨げにもなりかねないため、変更前の支社管内等に地域を限定すること。

『回答』変更の考えはない。
当社は、各事業所が東西に広く分散していることから、業務や休日等で被災地を訪れていたり、単身赴任者が帰宅して被災することも想定されるため、社内全体の被害状況調査を行い把握することが必要と考えている。

「組合」安否確認と自動参集ルールについてのお知らせとは、書面によるものか？

『会社』そのとおりである。

「組合」何故、業務委員会を開催しなかったのか？

『会社』お知らせした時(平成21年11月1日)、貴側から申し入れは無かった。仮定の話はしないが、申し入れがあっても付議事項には当たらないと考える。

「組合」 他の事業所にも、自動参集ルールはあるのか？

『会社』 先ほども回答したとおり静岡支社は、本社の防災業務計画に基づいて参集体制を定めている。名称・基準は異なるが他のエリアでも参集ルールは定められている。他のエリアについては、この場で回答しない。

「組合」 自動参集ルールで、出勤した場合は全て勤務となるのか？

『会社』 自動参集ルールに則って出勤した場合は、業務指示となるので勤務となる。管理者に作業指示を仰ぎ業務にあたられたい。

「組合」 浜松運輸区の資料は、どのように解釈すればよいか？

『会社』 支社が定める自動参集ルールに基づいて参集した場合(支給要件に該当)は、全て非常呼び出し手当を支給する。但し、自動参集ルールに基づかない出社は支給対象とはならない。

「組合」 自動参集しなかった場合の、個別の判断とは？

『会社』 あくまでも業務指示であるので、ルールに則って参集するのが基本である。参集出来るにも関わらず出社しないことが判明した場合は、業務指示違反として対応することとなる。

以上